明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

限定承認公告

本籍北海道札幌市北区新琴似一二条二丁目一番、最後の住所北海道石狩郡当別町美里五〇五番一六四　被相続人　亡　中澤　昌紀

右被相続人は平成二十七年一月一日死亡し、その相続人は平成二十七年四月七日札幌家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十一日

東京都八王子市めじろ台二丁目七〇番地五　カーサ・パセオ二〇四号　限定承認者　芦野　拓也

限定承認公告

本籍東京都足立区新田一丁目一番地三、最後の住所東京都足立区新田二丁目九番一四号　被相続人　亡　久保　秀夫

右被相続人は平成二十六年十一月十三日死亡し、その相続人は平成二十七年五月十三日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十一日

東京都足立区新田二丁目九番一四号　限定承認者　久保　範子

限定承認公告

本籍東京都新宿区中落合三丁目一六番、最後の住所東京都新宿区中落合三丁目一六番一三号落合明穂ハイツ二〇一　被相続人　亡　村井　和人

右被相続人は平成二十七年一月二十一日死亡し、その相続人は平成二十七年五月十二日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十一日

東京都新宿区中落合三丁目一六番一三号落合明穂ハイツ二〇一　相続財産管理人　村井　治代

限定承認公告

本籍京都市山科区小山北林町二四番地三〇、最後の住所滋賀県野洲市野洲一〇一一番地一八　被相続人　亡　**西**岡　徹

右被相続人は平成二十七年一月二十二日死亡し、その相続人は平成二十七年五月十一日大津家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十一日

滋賀県野洲市野洲一〇一一番地一八　相続財産管理人　**西**岡あゆみ

限定承認公告

本籍福岡県みやま市山川町原町四五二番地、最後の住所大阪府大阪市城東区野江三丁目二八番五号　被相続人　亡　太田　正

右被相続人は平成二十七年二月六日死亡し、その相続人は平成二十七年五月八日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十一日

大阪府大阪市城東区野江三丁目二八番五号　相続財産管理人　太田　篤志

限定承認公告

本籍佐賀県伊万里市黒川町椿原一七八五番地、最後の住所長崎県松浦市福島町塩浜免三〇三三番地　被相続人　亡　櫻井三喜男

右被相続人は平成二十七年二月十四日死亡し、その相続人は平成二十七年五月十四日長崎家庭裁判所平戸支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十一日

長崎県松浦市福島町塩浜免三〇三三番地　限定承認者　桜井由喜尚

限定承認公告

本籍長崎県佐世保市春日町二〇八番地四、最後の住所長崎県佐世保市野中町四七六番地二　被相続人　亡　則行由美子

右被相続人は平成二十七年二月二日死亡し、その相続人は平成二十七年五月二日長崎家庭裁判所佐世保支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十一日

長崎県佐世保市野中町四七六番地二　相続財産管理人　則行　勇児

株式売渡請求につき株券等提出公告

当社の特別支配株主である株式会社アイナックスより株式売渡請求の通知があり、当社はこれを承認しましたので、株式売渡請求の対象となる当社の株式に係る株券を所有する方は、株券提出日である平成二十七年六月二十二日までに当社にご提出下さい。

平成二十七年五月二十一日

石川県白山市源兵島町九四八番地　株式会社稲本製作所　代表取締役　佐々田和男

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十七年六月二十三日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十七年五月二十一日

東京都千代田区内幸町一丁目一番一号　ウェルズアセットコンサルティング株式会社　代表取締役　飯塚　正治

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金二億八千九百二十五万円減少し、金一億六千七十五万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十七年六月二十四日であり、社員総会の決議は平成二十七年五月十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000302/p5up/

平成二十七年五月二十一日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　マリモ岡山特定目的会社　取締役　井出　清彦

正　誤

平成二十七年四月十七日目次欄中（原稿誤り）

一ページ一段七行目から八行目は次のとおりの誤り。

○除籍の一部が滅失した件（**法務**二二二～二二四）

○原戸籍の一部が滅失した件（**同**二二五）

ページ	段	行	誤	正
平成二十七年四月十七日法務省告示第二百二十五号（原戸籍の一部が滅失した件）（原稿誤り）				
二二二		終りから六	除籍	原戸籍

平成二十七年四月二十七日（号外第九十七号）官庁報告欄官庁事項の部（果樹農業振興基本方針の公表について）（印刷誤り）

一一ページ2　果樹園経営の指標の表中

「

主幹樹形栽培
摘果剤
アシストスーツ
わい性台木(ヒリュウ台)

」は、

「

主幹樹形栽培
摘果剤
アシストスーツ
わい性台木(ヒリュウ台)

」

の誤り。

◉号外　五月二十一日付第一一三号　六四ページ●同日付政府調達第九三号九六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03(3587)4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）